戦後期における出入国管理体制の成立と 「非移民国」日本

南川文里

Ι

人口減少時代に直面した日本は、「外国人労働力」や「補充移民」の必要性が相次いで議論されながらも、移民の受け入れに対しては消極的な姿勢に終始している。現在も日本政府は「高度外国人材」の受け入れを促進しながらも、安倍晋三首相は「移民政策をとらない」ことを明言し続けている。このような「非移民国(country of non-immigration)」としての日本像は、定住外国人や海外にルーツを持つ日本人が多く存在するという実態にもかかわらず、広く人口に膾炙している。それどころか、排外主義的傾向の世界的拡大のなか、海外の極右指導者のなかには、日本の「非移民国」像とそれにもとづく政策を賞賛する傾向すらある」。しかし、当然のことながら、近代以降の日本の歴史は、人の移動と深く関わってきた。第二次世界大戦前・戦中の日本は、広くアジアに植民地や勢力圏を持つ「多民族帝国」として、さまざまな移動の中核地であった(小熊 1995; 蘭編 2008)。加えて、北米や南米などの非勢力圏に対しても継続的に移民を送り出す「出移民国(country of emigration)」でもあった(岡部 2002; 米山・河原編2007)。このような歴史的背景があるにもかかわらず、なぜ「非移民国」としての日本像が優勢になったのであろうか。

この小論が注目するのは、第二次世界大戦後の連合軍による占領が終結し、日本が主権国家として出入国管理の体制整備を進めた1950年代である。日本は、1952年4月に、前年に締結されたサンフランシスコ講和条約によって、主権国家としての地位を回復した。日本の再主権国家化は、日本を基点とする人の移動経路を再設定し、そこに新しい管理・統制の仕組みを植え付けた。本論文では、戦前から日本に居住していた旧植民地出身者の地位を再定義するとともに、「日本人」の定義とその移動を再構築する枠組を、それが1952年前後に相次いで整備されたことから「出入国管理の1952年体制」と呼ぶ。そして、ここで確立された移動と統制の枠組のなかに、「非移民国」としての日本像の歴史的文脈をさぐりたい²⁾。

 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$

第二次世界大戦の終結は、日本を新たな人の移動の波に巻き込んだ。朝鮮半島から満州地域など東アジアに広く拡大していた日本の勢力圏は、敗戦によって、日本列島という小さな領域へと縮小された。その結果、戦前から戦中に朝鮮半島や満州などの日本勢力圏に移住していた300万人を越える人々が、「引揚者」として、本土へと帰還した。さらに、帝国の解体は、「日本人」の枠組そのものを再編した(遠藤2013)。なかでも焦点となったのが、朝鮮・台湾などの旧

植民地出身者である。旧植民地出身者は、戦前には「日本国籍」を有する「日本臣民」とされてきたが、占領下では、これらの人々の権利を制限し、1947年には「外国人登録令」の登録対象とした。そのあいだに、100万人以上の朝鮮人が朝鮮半島へと帰還したが、すでに日本に一定の生活基盤を築いていた人々は、日本にとどまり、集住地区などの独自のコミュニティを形成していた。日本に生活基盤を持つ在日朝鮮人に対する法的資格は、1952年のサンフランシスコ講和条約の発効と、同年の法務府民事局長の「通達」によって決定された。「通達」は、「内地に在住している者」を含むすべての朝鮮人、台湾人の日本国籍の「喪失」を伝え、在日朝鮮人は、「外国人」として新たに出入国管理令の対象となった。1951年10月に制定された出入国管理令、1952年4月28日の講和条約発効時に公布・施行された外国人登録法、そして在日朝鮮人を「外国人」とする暫定的な在留資格を付与した法律126号によって成立した「1952年体制」は、在日朝鮮人を「外国人」として統制の対象とする出入国管理体制であった(大沼1993:92)。

しかし、1952 年体制は、単に国内の「外国人」の処遇の問題にとどまらない。在日朝鮮人・台湾人の「外国人」化は、日本国内の植民地主義の「精算」であるだけでなく、戦後アジア太平洋地域の政治秩序における、人の移動の調整過程の一部であった(Morris-Suzuki 2010)。1952 年に国際社会へ復帰した日本は、アジア太平洋地域の移動者を管理する主権国家としても再登場した。たとえば、第二次世界大戦によって断絶していた日本とブラジルの国交が回復したことで、1952 年に日本からブラジルへの移住が再開された。戦後の南米移民は、過剰人口対策の一環として行われ、外務省や農林省がそれぞれ独自の移民奨励事業を開始し、ブラジル、アルゼンチン、ボリビアなどに移住者を送り出した。戦後南米移民は、1955 年に1万人を超え、1950 年代後半に最盛期を迎えた(蘭 2013; 遠藤 2016)。

さらに、1952年には、アメリカ合衆国との間でも大きな変化が起きた。合衆国では、1952年に新しい移民国籍法(Immigration and Naturalization Act)が成立し、それまで日本人の新規移民を停止する規定が廃止された。1924年移民法で制定された国別割当制度によって、新規移住可能な日本人移民の数は年間 185名に制限されたが、実際には、1952年以降に日本からの移住者数は急増し、永住資格での米国への出国者は、1957年には年間7千人に達した(南川 2015:146)。新規移民の多数を占めていたのは、占領期やそれ以後に日本に駐留したアメリカ人男性と結婚した「戦争花嫁」と呼ばれた日本人女性であった(若槻・鈴木 1975: 261)。これに、1953年の難民救済法の適用を受けて渡米した日本人「難民」が加わったが、そのなかには、占領期の米兵と日本人女性のあいだに生まれた「混血孤児」の養子移民や、西海岸の農園で新規労働力として期待された「難民青年」も含まれていた3)。さらに、日本に駐在した日系アメリカ人兵士の移動、戦後日本に機会を求めて移動した日系二世企業家、戦前から戦中に日本にとどまったアメリカ生まれ日系二世の「帰米」など、在米日系人に関わる移動も再活性化した(南川2015)。

以上のように、出入国管理における 1952 年体制は、一方では、日本国内の「外国人」を確定し排除するとともに、他方では、北米・南米への「日本人」の新たな移動を促進するという二面性を持っていた。そのなかには、「引揚者」の帰還、朝鮮人・台湾人の「帰国」、在日日系二世の「帰米」、「戦争花嫁」や「混血孤児」の移住のように、戦前から占領期において生じた人の移動と、南米や北米への新規農業移民や占領期の朝鮮人「密航」などのように、戦争直後の

混乱や苦難を逃れて新たな機会を求める移動の両方が含まれていた。1952 年体制は、冷戦時代のアジア太平洋地域における国家間関係を調整する広範な体制の一部であった。そして、新しい移動の体制のなかで、「外国人」として日本にとどまった在日朝鮮人・台湾人や「中国残留日本人」のように、「非移動」を選んだ/選ばざるをえなかった人々は、さまざまな権利剥奪、監視、統制の対象として生きることを強制された。

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

それでは、出入国管理の1952年体制は、いかなる考え方に規定されてきたのだろうか。

まず、1952年体制における「出移民国」としての日本を支える言説は、戦前期から変化して いた。戦前期の日本における海外移民は、「日本帝国」の領域的な拡張と重なっており、朝鮮半 島や満州への移住は、まさに「日本帝国」を拡張する国家的事業として行われ、移住者は「共 栄圏」をその日常生活において実現させる存在と見なされてきた。一方. 北米や南米への移住 と定着も、しばしば「日本民族」「邦人」の「海外発展」という植民地主義的な言説のもとで語 られていた。米大陸への移住は必ずしも植民地主義的な関心によるものではなかったが、少な くとも、現地で差別や経済的困窮などの苦難に直面した移民らは、植民地主義言説を異国での 生活を積極的に意味づけるものとして解釈してきた(Azuma 2005: 南川 2007: 遠藤 2016)。しかし、 「帝国」であることから降りた戦後日本は、海外移民をこれまでとは別の言説によって説明した。 蘭信三は,1952 年以降の海外移民事業では,「平和的移民,技術移民」といった側面が強調され るようになったと指摘している。これは、南米の移民事業に典型的に見られるように、永住農 業移民による開拓や,移民による技術移転を重視し,戦前の「国家主義思想」への反省から受 入国への貢献を強調する「受入国中心主義」のもと、移民を新時代の「国際協力」「国際貢献」 と位置づけるものであった(蘭 2013: 48-49: 若槻・鈴木 1975: 107)。米国への移民の再活性化に ついても、「日米親善」が新規移民事業の目的として掲げられ、1950年代後半に導入された短期 農業労務者派遣制度をめぐる議論では、同事業が日本農村における「対米感情の改善」と、「日 米協力関係 | の促進のための政策と位置づけられた(外務省1957: 南川2015)。1952 年体制にお ける出国を管理する海外移住事業は、帝国日本の植民地主義的拡大ではなく、新生国家として の日本による海外貢献・国際協力の一環と見なされたのである。

「出移民」の言説の変貌の一方で、第二次世界大戦とその後の混乱による移動/非移動は、戦前期から存在していた境界線を引き直した。帝国の崩壊や国民主権と国境の再確定によって、移動していない場合でも、その帰属の不確実性を問われ、権利を付与、剥奪される事例が相次いだ。「日本国籍」を有していた旧植民地出身者が、帝国解体と国籍の再定義の結果として、「外国人」へと再類型されて権利を喪失したのは典型的な事例であろう。同様の不安定な帰属の人々は、日米間にも多く存在した。そのなかには、二重国籍者、正規の資格を持たないまま合衆国に居住する日本人非正規移民、米国国籍を喪失して「帰還」した日系人、米国国籍ながらも日本で育った日系「在日二世」など、さまざまな人々が含まれた。1952年体制は、このような境界領域にある人々の移動/非移動を「国民」と「外国人」の枠組によって再定義し、管理した。1952年のアメリカ移民国籍法の規定は、二重国籍者に対して日本国籍からの離脱を求め、日本

在住の二重国籍者に対しては厳密な国籍維持の条件が課せられた。そのため、国籍喪失を意図しないまま日本で選挙に投票したり、公職に就いたりして、米国籍を失う日系人も現れた。また、非正規滞在の在米日本人移民に対しては、条件を満たせば滞在資格の正規化を認めた。1952年体制で導入された規定は、戦争や移住によって混乱した国籍と帰属を再確認し、帰属に課せられた条件に沿って移動の自由/不自由が設定された(南川 2015)。

以上のような帰属の再確認を経て、「外国人」に対する管理と統制が強化された。アメリカ合衆国の1952年移民国籍法は、14歳以上の「外国人」に指紋押捺と登録を義務づけ、18歳以上には登録証明書の携帯を求めた。冷戦状況をふまえて成立した同法では、「外国人」の情報を一元化し、共産主義者と目された人々に対する国外退去を含む規制を強化した(加藤 2014)。このような「外国人」管理の技法は、日本の出入国管理体制でも顕在化した。その典型が、外国人登録者についての情報を一元化して管理するための指紋押捺制度である。指紋押捺制度は、満州国での労働者管理の実験的採用を経て、1940年代末には「国民」全体を「掌握」するための制度として導入が検討されるも、最終的には1955年に、外国人登録法により「14歳以上の外国人」を対象として指紋押捺が義務づけられた(高野 2016)。指紋による個人識別技術の確立と、その管理を可能にする官僚制の整備を背景に、結果的には、「外国人」を生体情報として一元的に管理する制度が1952年以降の出入国管理体制を強化したのである。ジョン・トーピーが強調したように、移動と帰属を、「国民/外国人」の枠組で「掌握(embrace)」し、それを文書として記録・管理することが、人々の日常生活に「国民国家」の境界線を埋め込む決定的な契機であった(Torpey 2000)。そして、文書化と科学的管理のなかでの「国民」の明確化は、移動の主体を確定し、その地位に応じて移動の自由を配分することを可能にした。

海外移住を「日米親善」や「国際協力」として理解する新しい「出移民国」の言説は、移住 者を,戦後平和国家として再出発した日本を背負う者として再定義した。しかし,このような 再定義は、「出移民 | 事業そのものを、停滞へと導いた。政府主導で行われた南米移民事業では、 政府が提示した条件と,移住先の実際の環境との間の落差が大きく,移住者からの反発や抗議 を招いた。高度経済成長による日本国内労働需要の高まりのなかで、1960年代には南米移民の 規模は徐々に縮小し、1970年代初頭までに次々と終結した。南米への移住事業を主管した海外 移住事業団が、国際協力事業団へと再組織されたように、「親善」や「協力」のための事業は、 移住ではなく、政府開発援助(ODA)や企業進出を主体とした事業として再編された。そして、 移住事業が停止した 1970 年代には、日本政府は、南米地域への移住者や日系人を、「ホスト社会」 側の構成員として位置づけ、両国間の「架け橋」としての役割を期待するようになった(崔 2011)。また、北米への新規日本人移民に対する「日米親善」への貢献も強調されたが、1950年 代後半頃になると、在米日系人のあいだで、このような新しい移民像に対する反発が広がった。 なぜなら、在米日系人は、新規移民事業への協力を、「日米関係」への介入と考えたからである。 日米戦争によって強制収容された経験を持つ日系人は、彼らが「日米関係」への関与を深める ことが、戦前期のアメリカに蔓延した日系人への不信や疑念を再び煽るのではないかと恐れ た4)。それゆえ,在米日系人社会は,日系人指導者らに対して,新規移民事業と「日米関係」へ の関与から撤退し、「在外日本人」としてではなく、「アメリカ市民」としての関心を追求する ことを求めた(Minamikawa 2017)。結局のところ、「親善」や「協力」を背負った戦後移住者の

像は、日本政府からも現地の日系人からも敬遠されるようになり、「出移民国」の戦後史は、高 度経済成長期以後の日本の自画像の傍流へと押しやられた。

1952 年体制における「国民」と「外国人」を明確化して統制する出入国管理は、朝鮮戦争が休戦した 1953 年以降の在日朝鮮人社会の変化にも対応していた。外村大によれば、1955 年には、在日朝鮮人の左派勢力のあいだで「北朝鮮の在外公民」として自己を定義する在日朝鮮人総連合会(朝鮮総連)が成立し、祖国との紐帯を重視する「祖国志向型ナショナリズム」が優位になったという。その結果、在日朝鮮人側でも、日本社会への帰属を回避し、出身国との紐帯と帰属意識の確認によって自己尊厳を守る考え方が広がることとなった(外村 2012)。文京洙は、1950年代を「在日朝鮮人にまつわるあらゆる問題が『国民』の論理に収斂されていく過程」であったと述べている(文 2013: 93)。そして、1950年代末から始まる北朝鮮への「帰国運動」は、「外国人」である在日朝鮮人にとって、そこが実際の出身地とは異なっていても「祖国」こそが本来の帰属先であるという思想の極点であり、まさに、1952年体制における「国民」「外国人」を明確化する実践の一つの帰結であったと言えよう。

以上のように、出入国管理の 1952 年体制は、「国民」の論理の徹底によって、移動者・非移動者の地位を調整し、統制するものであった。それは、サンフランシスコ講和条約以降の、アメリカを覇権国としながらも、「主権を有する対等の」国家を構成単位とする「国家間関係」として、アジア太平洋諸国の国家間関係を再定義した「サンフランシスコ体制」にもとづいていた(ダワー 2014)。この考え方は、すでに日本国内で部分的にエスニック・マイノリティ化していた在日朝鮮人に対しても適用され、それ以前の「日本国籍」保持者としての歴史を無視して、「外国人」として排除の対象とされた。在日朝鮮人側も、「外国人」規定そのものを自己のアイデンティティと結びつける「祖国志向型ナショナリズム」を取り込み、「国民」の論理をむしろ積極的に実践する主体となった。そして、このような志向は、日本における「単一民族国家」志向と相補的なものであった。すなわち、在日朝鮮人の祖国志向型ナショナリズムは、「少数民族」として日本ナショナリズムの内実を問うものではなく、むしろその外部において権利とアイデンティティを求めることによって、日本側の「単一民族国家」志向と並行するものとなったのである(外村 2012)。

結局のところ、「出移民国」としての日本像を新たに抱きつつ、国内に残存した「外国人」を管理の対象とする出入国管理体制は、「国民」の排他的な論理によって貫徹されていた。しかも、「出移民国」の物語は、出移民が最盛期を迎えた 1950 年代後半には、高度経済成長の国民的な物語に取って代わられた上に、その物語を「演じる」重要なアクターであった海外日系人からも拒絶されてしまった。そして、「出移民」を不可視化した後の日本に残ったのは、「日本人」「外国人」を、それぞれのホームランドへの帰属によって定義する志向であり、その結果としての「単一民族国家」の神話であった。「外国人材」の導入を議論しながらも、かたくなに「移民国」であることを拒絶する態度は、「出移民」としての日本人像を、その歴史を踏まえて物語化することに失敗したことにも由来している。「出移民」の歴史を適切に評価しないままにその記憶を忘却し、国内の植民地出身者を「外部化」して「成長」の神話を描いた戦後日本にとって、移民を包摂することによって実現する豊かさを追求する「移民国」としての自己を描くのは困難であった。今日の「非移民国」という自画像は、相互排他的な「国民」を構成単位として、移

動/非移動,帰属,資格,権利を「掌握」しようとする出入国管理の 1952 年体制の延長線上に構築されたのである。

V

ここまで見てきたように、占領の終結と国民国家としての日本の復帰が成立した 1950 年代は、日本帝国の勢力圏内外で成立した移動とその帰結を、「国民/外国人」の境界線を明確化することによって再定義し、新しい移動の条件を整備した時代であった。しかし、そのなかで、「旧植民地出身者」や「出移民」は外部化され、高度経済成長期に至るころには、「集団就職」などの国内移動に焦点が当たり、閉鎖的な「単一民族国家」としての自画像ばかりが言及されるようになった。「非移民国」の日本像とは、戦後日本における「国民」の論理の再定義と、それを制度的に支えた出入国管理の 1952 年体制のもとで、具現化したと言えるだろう。とはいえ、ここで描いた「国民」の論理も、実際には、きわめてアンバランスな土台の上に成立したものであり、その内部に、さまざまな矛盾やほころびを抱えていた。最後に、「非移民国」の物語を自明視せず、戦後日本における人の移動を再考するための視点をいくつか提示しておきたい。

第一に、戦後の排他的な「国民」像が法制度として成立したことが、直ちにその論理の日常的な生活世界への貫徹を意味しているわけではない。出入国管理政策とは、移動者の国家の出入りを規制するルールづくりだけでなく、実際にそのルールを場面に応じて適用し、「門を守る(gatekeeping)」実践をともなって、はじめて成立するものである(Lee 2003)。そして、その「門を守る」実践においては、当初のルールや境界線が「現場」の相互作用や関係性によって読み替えられたり、そこに新しい境界線が捻出されたりする。朴沙羅は、「朝鮮人」というカテゴリーが、「不法入国」取締りや「外国人登録」の場面における移動者と当局者の間の相互作用のなかで、「日本人」と区別される「外国人」として構成される過程を描き出している(朴 2013a; 2013b)。法や制度の成立だけでなく、そのような「門を守る」場面において、関連するアクターがどのような知識を持ち、何が「常識」や「ルール」として共有され、どのような取引が行われ、そして、そこで自己をいかなる存在として意味づけ、結果としていかなる法的地位、身分、アイデンティティを獲得するのかという、ミクロな実践のなかにも、1952年体制における統制や抵抗のあり方が浮かび上がる。以上の視点は、「帝国」「出移民国」「非移民国」といった日本像のもとを生きた移動者らが経験したミクロな相互作用を社会学的に分析することが、いかに重要であるかを物語っている。

第二に、1952 年体制下における「国民」にもとづく統制の制度は、「外国人」とされた人々の基本的な権利を制限し、その尊厳を傷つけることを正当化する、明らかな人種主義によって規定されていた。そして、戦後日本の「外国人」統制における人権侵害と差別の横行は、在日外国人社会の政治的・経済的・文化的な基盤を不安定にする一方で、「国民」の論理に対する対抗的なアイデンティティや社会運動を生み出した。たとえば、在日朝鮮人文学は、「国民」や「祖国志向ナショナリズム」に解消されないようなアイデンティティの在処について表現した(水野・文 2015)。また、1980 年代の在日朝鮮人による指紋押捺拒否運動は、指紋押捺の身体的体験を戦後日本の人種主義への抗議・抵抗と結びつけたものであった(高野 2016)。合衆国における

1952年移民帰化法のもとでも、出身国別に入国者を設定する国別割当制度が維持されたことが人種主義的であると批判され、1965年には割当制度を廃止した新しい移民政策の枠組が成立した。このように、1952年体制の出入国管理は、歴史的に成立してきた人種主義を内在した統制の枠組として成立していたことによって、「外国人」や移動者からの反発を呼び込み、その枠組の見直しを迫られた。

最後に、本論で提示した 1952 年体制がその成立時から抱えた最大のアノマリーとして、沖縄移民の経験を挙げなくてはならないだろう。終戦後も連合国による軍事支配下にあった沖縄は、1952 年のサンフランシスコ講和条約後も、米国統治下で設立された琉球政府のもとにあった。戦前から海外移住が盛んであった沖縄では、南洋群島からの引揚者を含む人口増加や基地建設や農地接収による産業構造の変換のなか、海外移民の実現を求める声が高まった。そこで、琉球政府は独自の海外移民支援事業を導入し、南米や北米に移民を送り出した(石川 2010)。しかし、日本政府は、1952 年以降も「琉球住民」の国籍については「日本国が主権を保有」していると主張して、海外在住の沖縄出身者への対応を日本の在外公館が担い、移住支援政策についても本土との一本化が図られた(蘭 2013; 南川 2015)。一方で、沖縄出身移民のあいだには、「ウチナーンチュ」の結びつきにもとづく、独自の越境的ネットワークが構築されていることも知られている(町田ほか編 2013)。このような独自のアイデンティティや紐帯の構築は、1952 年体制下における沖縄出身者の地位の独自性とどのように関連しているのか。アメリカ覇権下におけるアジア太平洋地域の戦後再編過程が抱える内的矛盾の一つとして、沖縄をめぐる移動の枠組とその経験についての研究の重要性はますます高くなっていくだろう。

注

- 1)「(インタビュー) フランス社会の混迷 マリーヌ・ルペンさん」『朝日新聞』2015年1月27日.
- 2) 近年では、東アジアから北米・南米に至る広範なアジア太平洋地域における日本に関わる多層的・複合的な人の移動を、第二次世界大戦前後の変動や秩序形成の過程に位置づける実証的研究が輩出されている(たとえば、Morris-Suzuki 2010; 安岡 2014; 塩出: 2015; 今泉ほか編 2016)。
- 3) 米国市民の配偶者や「難民」としての移動は、国別割当の人数制限に関係なく移住することが可能であった(若槻・鈴木 1975: 259-261)。
- 4) 実際に、1956年12月1日の週刊誌『サタデー・イブニング・ポスト』には、新規移民事業に関与する日系人のことを「血で結びついた日本の国益のために語っている」と批判した論説記事が掲載され、在米日系人のあいだで動揺が広がった(Minamikawa 2017)。

文献一覧

蘭信三編.2008.『日本帝国をめぐる人口移動の歴史社会学』不二出版.

蘭信三.2013.「戦後日本をめぐる人の移動の特質――沖縄と本土の比較から」安田常雄編『社会の境界を 生きる人びと――戦後日本の縁』岩波書店: 42-70.

Azuma, Eiichiro, 2005. Between Two Empires: Race, History, and Transnationalism in Japanese America. New York: Oxford University Press.

崔ミンギョン. 2011.「戦後日本のナショナル・アイデンティティと日系人――1960・70 年代日本の対南 米技術協力に注目して」『年報社会学論集』24: 133-143.

ダワー, ジョン・W. 明田川融訳. 2014. 「サンフランシスコ体制」ジョン・W・ダワー. ガバン・マコーマッ

立命館言語文化研究29巻1号

ク『転換期の日本へ』NHK 出版: 19-114.

遠藤正敬. 2013. 『戸籍と国籍の近現代史――民族・血統・日本人』明石書店.

遠藤十亜希. 2016. 『南米「棄民」政策の実像』岩波書店.

外務省.1957.『わが外交の近況 昭和32年度版』外務省.

今泉裕美子・柳沢遊・木村健二編.2016.『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究――国際関係と地域の視点から』日本経済評論社.

石川友紀.2010.「戦後沖縄県における海外移民の歴史と実態」『移民研究』6:45-70.

加藤洋子,2014.『「人の移動」のアメリカ史:移動規制から読み解く国家基盤の形成と変容』彩流社,

Lee, Erika. 2003. At America's Gate: Chinese Immigration During the Exclusion Era, 1882-1943. Chapel Hill: University of North Carolina Press.

町田宗博・金城宏幸・宮内久光編 2013. 『躍動する沖縄系移民――ブラジル, ハワイを中心に』彩流社.

南川文里.2007.『「日系アメリカ人」の歴史社会学――エスニシティ,人種,ナショナリズム』彩流社.

南川文里. 2015. 「ポスト占領期における日米間の移民とその管理——人の移動の 1952 年体制と在米日系人社会」『立命館国際研究』 28 (1):145-161.

Minamikawa, Fuminori. 2017. "Refugees in Japanese America: Immigration, Gender, and Wartime Memories during the 1950s." 『立命館言語文化研究』 29(2).

水野直樹・文京洙, 2015. 『在日朝鮮人――歴史と現在』岩波新書,

Morris-Suzuki, Tessa. 2010. Borderline Japan: Foreigners and Frontier Controls in the Postwar Era. Cambridge: Cambridge University Press.

文京洙. 2013.「戦後在日朝鮮人の生活と日本社会」安田常雄編『社会の境界を生きる人びと――戦後日本の縁』岩波書店:72-100.

小熊英二,1995.『単一民族神話の起源――<日本人>の自画像の系譜』新曜社,

岡部牧夫.2002.『海を渡った日本人』山川出版社.

大沼保昭,1993. 『新版・単一民族社会の神話を超えて――在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』東信堂,

朴沙羅. 2013a. 「『朝鮮人』の登録――占領期日本の外国人管理政策と『朝鮮人』カテゴリーの再編」『ソシオロジ』58 (2): 39-55.

朴沙羅. 2013b. 「『お前は誰だ?』 ——占領期における『朝鮮人』と『不法入国』の定義をめぐって」 『社会学評論』 64(2): 275-293.

塩出浩之.2015.『越境者の政治史――アジア太平洋における日本人の移民と植民』名古屋大学出版会.

高野麻子. 2016. 『指紋と近代――移動する身体の管理と統治の技法』みすず書房.

外村大.2012.「ポスト植民地主義と在日朝鮮人――帝国崩壊後の民族関係の変遷に注目して」日本移民学会編『移民研究と多文化共生』御茶の水書房:186-206.

Torpey, John. 2000. *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship, and the State* Cambridge: Cambridge University Press.

若槻泰雄・鈴木譲二.1975.『海外移住政策史論』福村出版.

安岡健一. 2014. 『「他者」たちの農業史――在日朝鮮人・疎開者・開拓農民・海外移民』京都大学学術出版会.

米山裕・河原典史編. 2007. 『日系人の経験と国際移動――在外日本人・移民の近現代史』人文書院.